

8月7日のビラまきに対して今さら事情聴取!?

東一両・東二両分会は8月7日に各職場でビラ配布行動を展開しました。これに対して会社管理者は弱々しく「やめなさい」と言うだけでした。

そもそも、労働者が自分の職場でビラを配布するという行為は当然のことで管理者に制止されるいわれはありません。

ところが、会社は2週間以上も経過した8月23日に、当日ビラをまいた組合員に対して事情聴取をしています。

労働運動に対する事情聴取は不当労働行為だ!!

労働組合が正当な労働運動として、ビラ配布することを妨害することはすでに不当労働行為として認定されています。

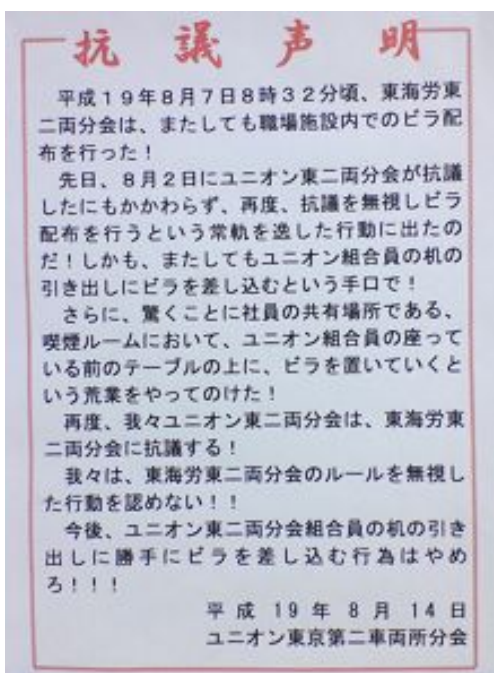
会社は、体裁を整えるために今さらながら事情聴取をしているが、事情聴取すること事態が不当労働行為なのだから即座にやめろ。

会社は、平成19年5月23日の大阪府労働委員会のJR東海に対する命令書をもう一度熟読しろ!!

東二両ではユニオンが陳腐な「抗議声明」!?

やっぱり養殖組合だ!!中身は会社の掲示と見まごうばかり!!

東二両では、ユニオン東二両分会が見てくれも内容もお粗末な「抗議声明」なるものを掲示板に掲出している。



ユニオン東二両分会が張り出した掲示

前回(2日付け)の「抗議声明」で一生懸命展開していた「就業規則(ルール)を無視した組合活動に同調するつもりはありません」を再び引っ張り出して「抗議を無視しビラ配布」「ルールを無視した行動を認めない」を言いたいようだ。

これは、本当に労働組合のつくった文書なのか、わが目を疑いたいほどだ。

一応、労働組合を名乗るなら、労組法や憲法を勉強するとか労働事件の判例を見たほうがいい!!

会社の顔色を伺ってばかりいると、自分がどうい立場で書いているのかを見失ってしまうものだ。

労働組合として「抗議声明」を発するなら、もう少し労働組合らしい「抗議声明」を期待する!!